

# 教科書制度の現状について

令和元年8月14日

文部科学省初等中等教育局  
教科書課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 我が国における教科書について

## < 教科書とは・・・ >

教科書とは、「教科の主たる教材」として使用される、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のことである。教科書は、法律により使用義務が課せられており、義務教育段階の児童生徒には無償で給与される。

### ◇ 教科書の意義

教科書は、教育課程の構成に応じて系統的に組織配列された各教科の主たる教材であり、児童生徒に国民として必要な基礎的・基本的な教育内容の履修を保障するものとして、学校教育において重要な役割を果たしている。

(「教科書の在り方について(答申)」(昭和58年6月 中央教育審議会))

### ◇ 教科書の使用義務

小学校／中学校／高等学校／特別支援学校等においては、

① 文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用しなければならない。

※学校教育法附則第9条第1項はその例外を定めている。

②教科書以外の図書その他の教材(補助教材)で、有益適切なものは、これを使用することができる。

### ○学校教育法(昭和22年法律第26号)

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。※本規定を中学校／高等学校／特別支援学校等についても準用。

#### 附 則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項(第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

# 教科用特定図書について

## < 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律 >

(平成20年9月17日施行)

### ○ 目的(第1条)

教育の機会均等の趣旨にのっとり、**障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等**の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進等を図り、障害その他の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的とする。

※教科用特定図書等

…教科用拡大図書、教科用点字図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るもの。

### ○ 主な内容(第5条)

**教科書デジタルデータを文部科学大臣等に提供することを教科書発行者に義務づけ、提供されたデジタルデータをボランティア団体など教科用特定図書等の発行者に提供することができる。**

## < 著作権法 >

### ○ 第33条の3

(平成20年9月17日施行)

教科書に掲載された著作物は、**視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。**

## < ボランティア団体等に対する教科書デジタルデータの提供の仕組み >

**教科書  
発行者**

- 小中高校段階の全ての種目が対象。
- 本文、図表・写真、脚注、表紙など必要な全てのデータが対象。
- ボランティア団体等から申請のあった教科書について、保有するDTPデータ等をPDF形式(写真等はJPEG形式。)に変換し、データ管理機関へ提供する。

**データ管理機関**

※文部科学大臣又は文部  
科学大臣が指定する者

- データ管理機関は、提供されたデータを適切に蓄積・管理する。
- データ管理機関において、PDF形式データを、より使い勝手の良いテキスト形式のデータに変換する。
- データ管理機関は、保有するデータについて、他目的への流用や第三者への流出を防止するための措置を講じる。

**データ提供  
対象者**

音声教材等の製作。

# 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

2019年度予算額 209,837千円  
(前年度予算額 145,530千円)

## 趣旨

「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」等を踏まえ、発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法等や高等学校等における拡大教科書の普及促進等について、実践的な調査研究を実施するなど、障害のある児童生徒の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の一層の強化に取り組む。

### 1. 障害のある児童生徒のための教科書デジタルデータを活用した音声教材の効率的な製作方法等に関する調査研究 109,767千円 (52,818千円)

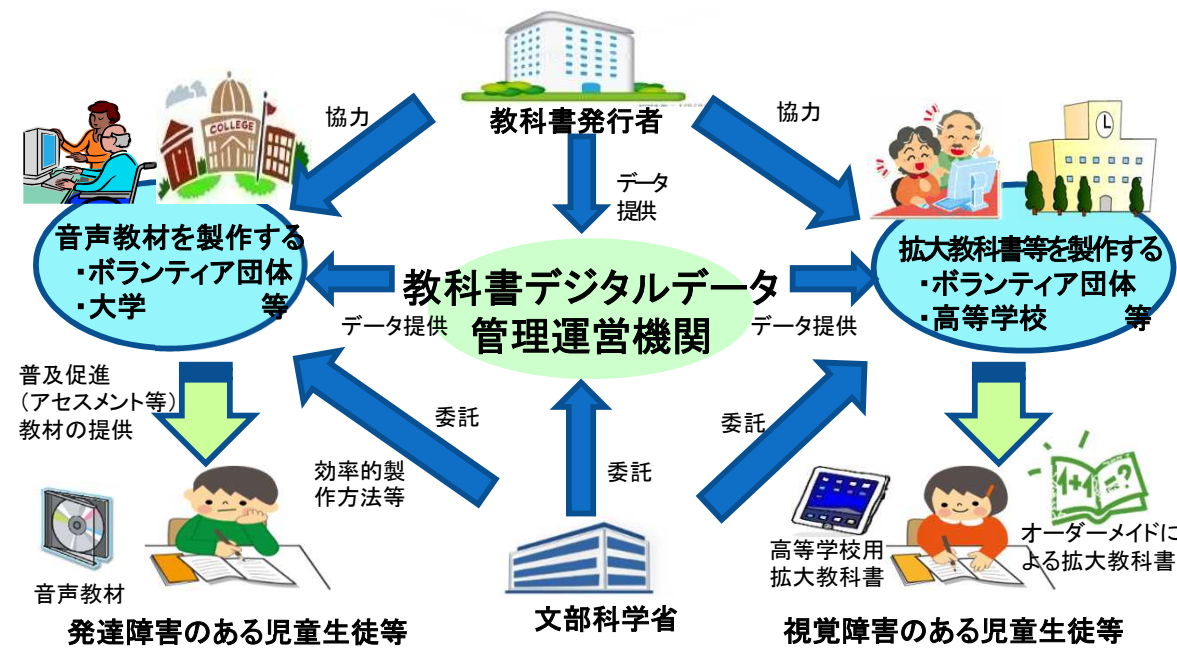
- 音声教材の効率的な製作方法及び普及促進に関する調査研究
- 音声教材の効率的な製作方法等に関する普及推進会議
- 教科用特定図書等の見本の展示

### 2. 高等学校等における拡大教科書の普及促進等に関する調査研究 11,757千円 (11,605千円)

- 特別支援学校高等部等における教科書デジタルデータ活用に関する調査研究

### 3. 教科書デジタルデータ提供等推進事業 88,313千円 (81,107千円)

- 教科書デジタルデータの管理運営
- 教科書デジタルデータの変換
- 教科書デジタルデータ活用の手引き書作成、講習会の開催
- 教科書デジタルデータ活用促進に関する検討会議



## 成果

- 音声教材等の製作の効率化により、ボランティア団体等の負担の軽減。
- 発達障害等のある児童生徒が音声教材にアクセスしやすい環境の整備。
- 普及推進会議（全国5ブロック）の開催による音声教材等の学校、教育委員会等への周知徹底。
- 高等学校等における拡大教科書の普及促進。

# 教科用特定図書等の普及促進について

## 音声教材について

音声教材とは、発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を活用して学習する教材。「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（教科書バリアフリー法）に基づき、教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用し、ボランティア団体等が製作している。文部科学省は、以下の団体に調査研究を委託しており、その成果物である音声教材を読み書きが困難な児童生徒に無償提供している。

## 音声教材製作団体の概要

### 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

(<http://www.jsrpd.jp/>)

- 教材名：「マルチメディアデージー教科書」
- 主な特徴：音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。音声は肉声及び合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中学校の教科書を中心に作成。パソコンやタブレット端末にて利用可能。
- 利用者実績：8,093人（H29年度）

### 茨城大学

(<http://www.udlte.or.jp/>)

- 教材名：「ペンでタッチすると読める音声付教科書」
- 主な特徴：音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。通常の教科書と見た目はほぼ同じ。音声は肉声。小・中学校の国語を中心に作成。音声ペンをタッチして読むことで意識が紙面に向き、能動的な読書になる。鉛筆やペンでの書き込みが可能。
- 利用者実績：150人（H29年度）

### 東京大学先端科学技術研究センター

(<http://accessreading.org/about.html>)

- 教材名：「AccessReading」
- 主な特徴：音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。音声は合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中・高校の教科書を対象。Word版のものとEPUB版の2種類を作成。パソコンやタブレット端末にて利用可能。
- 利用者実績：574人（H29年度）

### 広島大学

(<https://home.hiroshima-u.ac.jp/ujima/>)

- 教材名：「文字・画像付き音声教材」
- 主な特徴：サイズ等の変更が可能なテキストを合成音声で読み上げる。読み方を指定しているため正確に読み上げる。単語の辞書検索も可能。音声読み上げ中、同じページ番号の原本教科書画像データに表示切り替え可能なため、授業中、授業者の指示に対応しやすい。小中学校を中心に製作。iPad、iPhoneなどのiOS機器にて利用可能
- 利用者実績：なし（平成31年度新規）

### NPO法人エッジ

(<http://www.npo-edge.jp/>)

- 教材名：「音声教材BEAM」
- 主な特徴：音声のみの教材（テキストや挿絵等の図版はなし）。音声は合成音声。小・中学校の国語・社会を中心に作成。スマートフォン、ICレコーダー等、mp3ファイルが再生可能な機器で利用可能。データ容量が軽く、操作が簡便。
- 利用者実績：279人（H29年度）

### 愛媛大学教育学部

- 教材名：「電子辞書等で読む・聞く音声付教材（仮）」
- 音声、本文等テキストを含む（挿絵等の図版はなし）。音声は合成音声（一部肉声）。小・中・高の教科書を対象。電子辞書等を用いて、テキスト形式（.txt）ファイルを表示、文字を読みやすい大きさに変更可能。あわせて音声を再生可能。電子辞書で調べ学習にも対応。
- 利用者実績：なし（平成31年度新規）



# 教科用特定図書等の発行点数

## 音声教材の発行点数（平成27～30年度）

	検定教科書	音声教材			
	平成30年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
小学校	319	510	397	353	340
中学校	129	249	244	206	182
高等学校	811	210	178	157	93
合計	1,259	969	819	716	615

※合計欄の点数は、各団体が同一の教科書を重複して発行している場合も含んでいる。

# 平成31年度使用教科書に係る音声教材需要数調査結果

## ○都道府県別必要児童生徒数・需要数(小・中学校 合計)

県名	必要児童生徒数	需要数
北海道	241	1,741
青森県	30	182
岩手県	109	1,076
宮城県	20	141
秋田県	4	32
山形県	11	58
福島県	39	207
茨城県	190	1,092
栃木県	231	1,338
群馬県	34	178
埼玉県	74	661
千葉県	54	378
東京都	126	1,157
神奈川県	287	2,294
新潟県	210	1,032
富山県	67	340

県名	必要児童生徒数	需要数
石川県	92	754
福井県	428	1,432
山梨県	75	295
長野県	742	6,361
岐阜県	44	250
静岡県	69	340
愛知県	134	824
三重県	22	187
滋賀県	32	163
京都府	331	1,941
大阪府	1,171	2,355
兵庫県	237	1,338
奈良県	167	1,136
和歌山県	99	510
鳥取県	35	177
島根県	281	1,227

県名	必要児童生徒数	需要数
岡山県	87	225
広島県	94	440
山口県	51	252
徳島県	17	108
香川県	33	286
愛媛県	56	300
高知県	260	934
福岡県	218	1,436
佐賀県	100	756
長崎県	8	85
熊本県	62	397
大分県	28	108
宮崎県	38	210
鹿児島県	358	2,705
沖縄県	202	1,755
全国合計	7,298	41,194

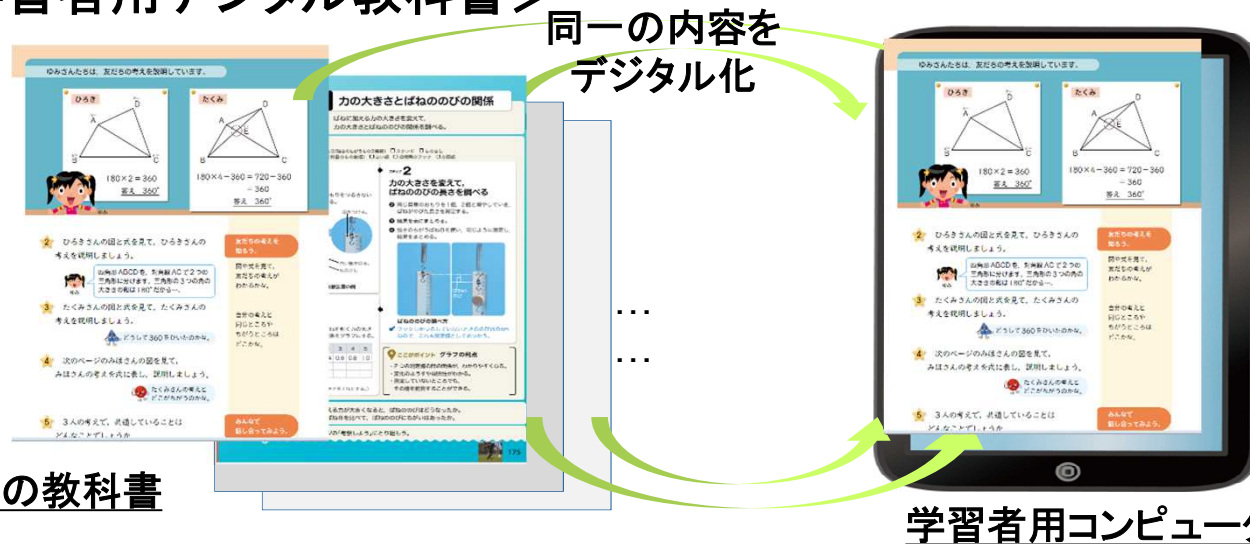
## ○学級種別等別必要児童生徒数・需要数

種別	必要児童生徒数	需要数
通常学級	3,086	16,098
特別支援学級	4,064	23,672
特別支援学校	148	1,424
計	7,298	41,194

※平成30年10月(10月末日提出期限)。  
 ※必要児童生徒数とは、障害により音声教材を必要とする  
 又は必要と見込まれる児童生徒として学校等が判断した  
 者の数。

# 学習者用デジタル教科書のイメージ

## <学習者用デジタル教科書>



## <学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

## <特別支援教育等における活用例>

- **デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実**  
 (例) 拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ  
 総ルビ、検索、保存 等
- **デジタル教材との一体的使用**  
 (例) 動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料 等

- 視覚障害のある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 発達障害のある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用 等





# 学習者用デジタル教科書の制度化に関する法令の概要

## 1. 学校教育法等の一部を改正する法律(平成30年法律第39号)

- 紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材(学習者用デジタル教科書)がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。
- 視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部においても、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

## 2. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第35号)

### 1. 学習者用デジタル教科書の要件:

- ① 紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録。(ただし、デジタル化に伴い必要となる変更は可能。)
- 2. 学習者用を使用する際の基準は告示において定める。
- 3. 教育課程の全部においても紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる事由:  
視覚障害や発達障害等の障害、日本語に通じないこと、これらに準ずるもの。

## 3. 学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件(平成30年文部科学省告示第237号)

### 1. 教育の充実を図るため、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準:

- ① 紙の教科書と学習者用デジタル教科書を適切に組み合わせ、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業は、各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと。 ※学習者用デジタル教科書の導入は段階的に進めるため、まずは、紙の教科書を主として用いる
- ② 児童生徒がそれぞれ紙の教科書を使用できるようにしておくこと。
- ③ 児童生徒がそれぞれのコンピュータにおいて学習者用デジタル教科書を使用すること。
- ④ 採光・照明等に関し児童生徒の健康保護の観点から適切な配慮がなされていること。
- ⑤ コンピュータ等の故障により学習に支障が生じないよう適切な配慮がなされていること。
- ⑥ 学習者用デジタル教科書を使用した指導方法の効果を把握し、その改善に努めること。

### 2. 児童生徒の学習上の困難を低減させるため紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準

(1. の基準に加え):

- ① 障害等の事由に応じた適切な配慮がなされていること。
- ② 紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業が、各教科等の授業時数の2分の1以上となる場合には、児童生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること。

施行期日


平成31年4月1日

## 背景

- 平成31年度から、必要に応じ、学習者用デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用することができることとなるが、学習者用デジタル教科書の使用が**プラスとマイナスの両面の効果・影響を持ち得る**ことなどから、段階的にその導入を進める。
- 今後、**学習者用デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等を把握・検証**し、その成果等を踏まえながら、**学習者用デジタル教科書の在り方について検討していく**ことが必要。



## 目的

- 学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関する**ガイドラインの改善に向けた検討**や、**学習者用デジタル教科書の在り方の検討**に資する。
- 
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善**や**障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援**に資するような学習者用デジタル教科書の活用の普及。

## 事業内容

- 学習者用デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等について、「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」を踏まえつつ、実証研究を行う。
- 実証研究においては、教科や学校種等の違いを考慮するとともに、中長期的な効果・影響等について調査・分析を行う。

### 主な研究内容

- ①学力
  - ②学習態度
  - ③教師・児童生徒の意識
  - ④健康面の影響
- 等

### 実施体制

